

令和 2 年度

# 第 1 回 定期監査報告書

市民生活部 市民課  
課税課  
徴収課  
保険年金課  
産業振興課

清瀬市監査委員

# 令和2年度 第1回 定期監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

## 第2 監査の期間

令和2年4月10日から令和2年5月28日まで

## 第3 監査の対象課

市民課、課税課、徴収課、保険年金課及び産業振興課

## 第4 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。ただし、補助金等については、平成30年度執行分を含む。

## 第5 監査の基準

清瀬市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠

## 第6 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、財務に関する事務及び当該事務事業が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、関係諸帳簿及び証拠書類と照合、その他必要と認める方法により実施した。

## 第7 監査の結果

監査の結果については、全般的におおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。